

〔声明〕 学問の自由と大学の自治を侵害する「大学ファンド」構想に反対する

2022年4月7日

日本私大教連中央執行委員会

本年2月1日、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）から「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」と題する文書が公表された。10兆円規模の「大学ファンド」を創設し、その運用益によって「世界と伍する研究大学」を支援していく、という計画である。政府は関連法案¹を今期通常国会に提出し、早期成立を目指すとしている。

基本的な枠組みは、次のように整理できる。まず、政府は「国際卓越研究大学制度」を構築する。次に、各大学の申し出に基づき、CSTIの意見を聞いた上で文部科学大臣が「国際卓越研究大学」を認定する。そして、認定された「国際卓越研究大学」に対して、大学ファンドからの助成や規制緩和を含めた総合的支援を実施する。

一面では、高等教育・学術研究に対して資金投入を行う制度ではあるが、しかし、多くの問題点をも抱え込んでおり、それを看過することはできない。

報告書によれば、「国際卓越研究大学」に求められるのは、大学の知的資産を「適切に価値化」することである。ここでの「価値化」として例示されているのは、「産学協創」「大学発ベンチャー創出」であり、そこから継続的に収益を獲得して「新たな資金の流れを生み出し続けていく」ことが求められている。つまり、大学の営利化である。しかし、これは本末転倒である。

本来、大学における研究活動が追求するのは真理の探究であり、それ以外ではない。発見された真理が結果的に新たな産業を生み出し、大きな経済的価値につながることもありうるとしても、それはあくまでも副次的な結果である。真理の探究よりも収益化が上位の目的として置かれるとすれば、都合の悪い事実から目を逸らすなど、真理を捻じ曲げる振る舞いが助長されかねない。それゆえ、「国際卓越研究大学制度」が求める大学像には、強く反対せざるをえない。

また、報告書によれば、「国際卓越研究大学」には学外者半数以上を含む合議体を設置し、この合議体において大学を運営する法人への監視・監督と重要事項の決定を行うことを求めている。しかし、そのガバナンスが失敗した際に、この合議体のメンバーがいかなる意味で「責任」を担うのかは定かではない。このような学外者によるガバナンスは到底「自律と責任あるガバナンス体制」と呼ぶことはできない。

¹ 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案

以上をまとめると、学外者主体の合議体が重要な意思決定を行い、実質的に大学を運営し、先に指摘したように「真理の探究」ではなく「大学の持つ知的資産の価値化」、すなわち「大学の営利化」を目指していくことになる。そうなれば、大学に所属する個々の教職員や学生が「真理」という価値に基づいて誠実に学術研究活動を行うことが「価値化」を目指す大学の運営体制と衝突し、抑圧されていく危険性がある。

ウクライナ情勢や長引くコロナ禍などによる厳しい経済情勢が続く、各国が金融引き締めに入るなど政策を大きく転換している時期でもある。大学ファンドが期待通りの収益をあげることができるかどうかについては、先行きは一層不透明となっている。運用に失敗した際には当然国民の負担となるが、その可能性は十分に検討されていないし、その際の責任の所在についても定かではない。

そもそも、学術研究の振興のために大学の財政基盤を強化したいのであれば、公費を直接投入すれば良いのであって、「大学ファンドの創設」という方法はきわめて迂遠である。このような制度設計に至った背景には、政府の財政が逼迫すると言われる中、その運用元本の大半を財投融資に頼ることにしたという事情があるものと思われる。元本が融資であるがゆえに、大学ファンドの支援対象となる大学について「年3%程度の事業規模の成長を達成」「大学独自の基金の拡充を確実に行う」といった過大な要求が出てくることになる。このような弥縫策ではなく、真に学術研究の振興に資する施策をきちんと検討し直すべきである。

この制度の対象となるのは、国立大学を中心とするせいぜい10校程度である。その意味で、多くの私立大学にとっては、直接に影響を受ける可能性は低い。しかし、ここに示された学術研究や大学についての基本的な考え方は、高等教育全般にも影響を及ぼすことになる。すでに批判したように、「大学ファンド」構想には、学問の自由や大学の自治を掘り崩してしまいかねない内容が含まれている。教育基本法第7条における「深く真理を探究して新たな知見を創造」するとの大学の役割規定に照らしても、大きな問題がある。

以上の理由から、私たちは「大学ファンド」構想に反対し、関連法案を徹底審議のうえ廃案とすることを要求する。

以上